

秋田市告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条第1項の規定に基づき、次のとおり沿道区域を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

秋田市長 沼谷 純

1 沿道区域を指定した路線名等

| 路線名 | 沿道区域区間 | 沿道区域の最大幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 道路法第44条第3項の規定による措置の対象 |
|---------|--------------------------------|---------------------|--------------|-----------------------|
| 川尻総社通り線 | 川尻若葉町164番地先から 川尻総社町307番地先まで | 8.0 | 759.37 | 電柱 |
| 川尻八橋線 | 川尻総社町307番地先から 川尻総社町210番地先まで | 8.0 | 308.03 | 電柱 |

2 沿道区域指定年月日

令和8年6月30日

3 縦覧期間

令和8年6月30日から同年7月17日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで